

令和元年度第2回長崎地方裁判所委員会及び同長崎家庭裁判所委員会議事概要

日 時 令和2年2月18日（火）午後1時30分～午後3時00分

場 所 長崎地方裁判所

テ ー マ 裁判所と地域との関わりについて

出 席 者

（地裁委員）

糸屋悦子，小松本卓，田口直樹（委員長），永池泰典，永瀬徳豊，永田雅英，
廣澤英幸，山田晃（五十音順，敬称略）

（家裁委員）

江崎聡，梶村龍太，平浩介，玉島健二，福田健太郎，藤田成裕，吉岡透（五十
音順，敬称略）

（事務担当者）

日野事務局長，宇都宮事務局長，大町首席書記官，簗田首席書記官，柏原首席
調査官，高崎総務課長，友枝総務課長

議 事 要 領

第1 開会

第2 自己紹介

第3 議事

- 1 テーマについての説明
- 2 地域との関わり例の紹介
- 3 意見交換

（以下，発言者は，委員長：□，委員：○，説明者：△と表示）

□ 地域との関わり例として，地裁は広報について，家裁は日頃の業務で地域
に助けられていることを紹介したが，まずは，地裁の広報についてご意見を
いただきたい。

○ 紹介があった「裁判官がお伺いします」の企画は，一般市民が裁判官から

直接話が聞ける貴重な機会だと思う。この企画は裁判員裁判と絡んで始まったものか、どれくらいの申込があるのか。

- △ 本格的に始まったのはご指摘のとおり10年前の裁判員裁判導入時期で、昨年の裁判員裁判10周年を前に、このタイトルで積極的に力を入れ出した。平成30年秋以降で10件の申込みがあり、少ないときで20人、多いときは100人規模での開催実績がある。企画開始当初は、裁判員の選任手続についての説明の希望が多かったが、最近では、学校から裁判官に来てほしい、裁判官に質問をしたいとの依頼もあり、垣根の高さを下げることができているとの実感はあるが、もっと知っていただくために、広報のやり方についてご意見をいただきたい。
- 新聞社を広報に利用してもらえればと思う。
- 報道していただけるとありがたい。そもそもこの企画があまり知られていない。過去に実績のあるところからは、今年も来てほしいとの依頼はある。
- 広報活動として、チラシを置くのはよいが、ウェブサイトは裁判所に興味がある人が見るものであるため、受け身になってしまう。チラシはお金がかかるので、「広報ながさき」やニュースで取り上げてもらうことを検討してはいかがか。自身も「長崎さるく」で利用したことがある。
- 「裁判官がお伺いします」という企画は初めて知った。仕事上、一般の方よりアンテナを広げてはいるが、ひっかからなかったのは広報の手段や方法の問題があるのではないかと思う。長崎法人会で、税務署、税理士会と組んで各学校で納税教室を行っている。とくに就職前の高校生に対して税金について説明を行っているが、また来て欲しいと好評である。裁判所の場合、法人会がないので難しいかもしれないが、何らかの組織を使ってアピールしてはどうか。また、長崎新聞の生活情報誌「ととととmotto!」や「NR」は主婦や就活生によく見られるものだと思うので、それ以外の媒体とは別のゾーンを対象とするよい媒体となるのではないか。

- 広報媒体については、職員と地域の方とはアンテナが違っているようで大変参考になる。そもそも裁判所のイメージはどうか。各地域に支部があり、対馬の巖原や上県にも裁判所はあるのだが、知られているのか。今回初めて参加された委員の方に裁判所についてお伺いしたい。
- 長崎に長くいるが、高裁が福岡にあって、裁判所に各支部があるという程度は知っている。以前、遺言書の検認で利用したことがあるが、裁判所とは縁がない方が良いというのが大半の国民の意見だろうが、何かあったときに、せめて支部の所在地がわかるようになっていれば、利用しやすい。長崎だと法テラスがあり、弁護士や司法書士の無料相談会もあるようだ。関連機関の弁護士会等と協力して裁判所が何をやっているかわかってもらえば、問題も大きくなる前に解決できることもあるだろうし、裁判所も活動しやすくなるのではないか。
- 裁判所だけでなく、検察庁や弁護士会と協力して広報活動しているところだが、引き続き地道にやっていく必要があると認識している。次に、家裁についてだが、家裁は業務の中で地域の協力を得ている場面が多い。成年後見人は家裁が選任するが、福祉の分野が多く、法律家だけでは無理がある。市町村と連携して進めているところであるが、他の団体への働きかけをどのようにしたらよいか、ご意見をいただきたい。
- 以前、家事調停委員をしており、調停協会でも広報をやっていたが、裁判所の広報は、問題を抱えて初めて目にするものなので、問題意識がなければ、どんな広報をしても難しいと思う。裁判所には縁がない方が良く思っているわけだから、縁ができないように事前に教育できればいいのではないか。学校のことというといじめの問題がある。いじめは、お互いに人権を守らないといけないという法的知識がないために生じていると思うので、各人において人権が守られているという意識が必要であるから、問題が起こる前で裁判所が教育できれば、裁判所の存在意義が大きくなるのではないか

と思う。

- いざというときに裁判所があると理解していただくにはどうしたらよいか。学校の関係では弁護士会でも法教育されていると思うが、参考になる意見があればお願いしたい。
- 弁護士会は法教育に力を入れている。いじめ問題などについても講師派遣をしているが、もっと予算をとって力を入れてもよいのではないかという話も出ている。問題が起きたときに、裁判所や弁護士を思い出して、問題が小さいうちに解決できるとわかってもらえるとよい。裁判官と弁護士と一緒に訪問すると子供の心に残るのではないか。裁判所と協力してできたらよいと思う。
- 弁護士会から学校へ弁護士を派遣するためにはどのようなルートがあるのか。
- ルートはいくつかあると思うが、一度行ったところから呼ばれることが多い。模擬裁判などでつながりができたり、先生とのつながりもあるのかもしれない。
- 教育委員会に書面を持ち込むとまとまった依頼が来る。
- 学校関係での働きかけやルートについて教えていただきたい。
- 公立の小中学校は教育委員会を通すことになるが、私立や県立高校は個別に働きかけて良いのではないか。学校には税金、年金、消費者教育など「○○教育やりませんか」とたくさんの依頼が来る。過去に法テラスや県警などに依頼をしたことはある。やるのがたくさんある中で、成人年齢が引き下げられることからまずは消費者教育を勉強させたい。小さい頃から裁判所を訪れる機会があれば敷居が高いとは思わないのではないか。
- 夏休み子ども模擬裁判は盛況いただいている。その機会に敷居をまたいでいただけて効果はあると考えている。
- 長崎県に家事調停員は何人いるのか。

- △ 県内に約200人いる。
- 学校に租税教育を受けてみないかと働きかけを行うが、断られることが多い。カリキュラムが決まっている中で忙しく受け入れが難しいようだ。租税教育推進協議会を作って、県、税務署、税理士会及び法人会に入ってもらって、小中高大学を対象に活動している。そのような事情もあり、裁判所が単独で活動しても難しいと思うので、法教育という視点からシステムとしてやっていくのがよいと思う。うちは年間、300教室開催している。
- 成年後見に関し、地域間連携ネットワークを設置する機関があるのか。また、他の地域ではどのような状況か。
- △ 2年以内に自治体の中核機関を設置することを目標としている。全国で約8パーセントの自治体が設置しているが、長崎県内の設置はない。全ての自治体が前向きというわけではないので、裁判所が後押しをしている。
- 裁判所の動きについては知らなかった。我々も積極的にアプローチしていきたい。持ち帰って検討したい。
- 「裁判官がお伺いします」の話に戻るが、良いキャッチコピーだと思う。以前、自身も申し込みをして来てもらったことがある。一般の方に身近な企画であるので、この企画を使っていけば良いと思う。広報として、新聞に掲載してもらってもいいだろうし、長崎市のホームページのトップページにバナー広告があつて意外と安価なのでよいと思う。「裁判所」として掲載するより「裁判官がお伺いします」のコピーで掲載した方が身近に感じてもらえると思う。また、当社の雑誌のコラムに掲載することで協力できると思う。
- 多数の貴重なご意見をいただきありがとうございました。裁判所は公平中立を重んじる組織であるため、どこまで関われるかということを検討しながらということになりますが、アプローチの仕方等大変参考になるご意見をいただきました。ありがとうございました。

第4 次回期日及び協議テーマについて

1 地裁委員会

(1) 次回期日

令和2年10月15日（木）午後1時30分

(2) 次回協議テーマ

民事調停制度の積極的な活用を促すための方策について

2 家裁委員会

(1) 次回期日

令和2年10月27日（火）午後1時30分

(2) 次回協議テーマ

成年後見制度の利用促進に向けた取組について